

処 分 基 準

令和 4 年 5 月 13 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第91条
処 分 の 概 要：運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第93条第 2 項（免許証の記載事項） 道路交通法施行規則第23条第 1 項（適性試験）、第24条第 6 項（技能試験）
処 分 基 準：身体障害者に係る運転免許の条件は、別紙 1 を基準としつつ、その者の運動能力に応じた条件を付し、又は変更するものとする。 聴覚障害者に係る運転免許の条件は、別紙 2 を基準とする。
問 い 合 わ せ 先：免許条件の付加 佐賀県警察本部交通部運転免許課免許係 電話0952-98-2220 内線220 免許条件の変更（解除）佐賀県警察本部交通部運転免許課技能係 電話0952-98-2220 内線412
備 考：